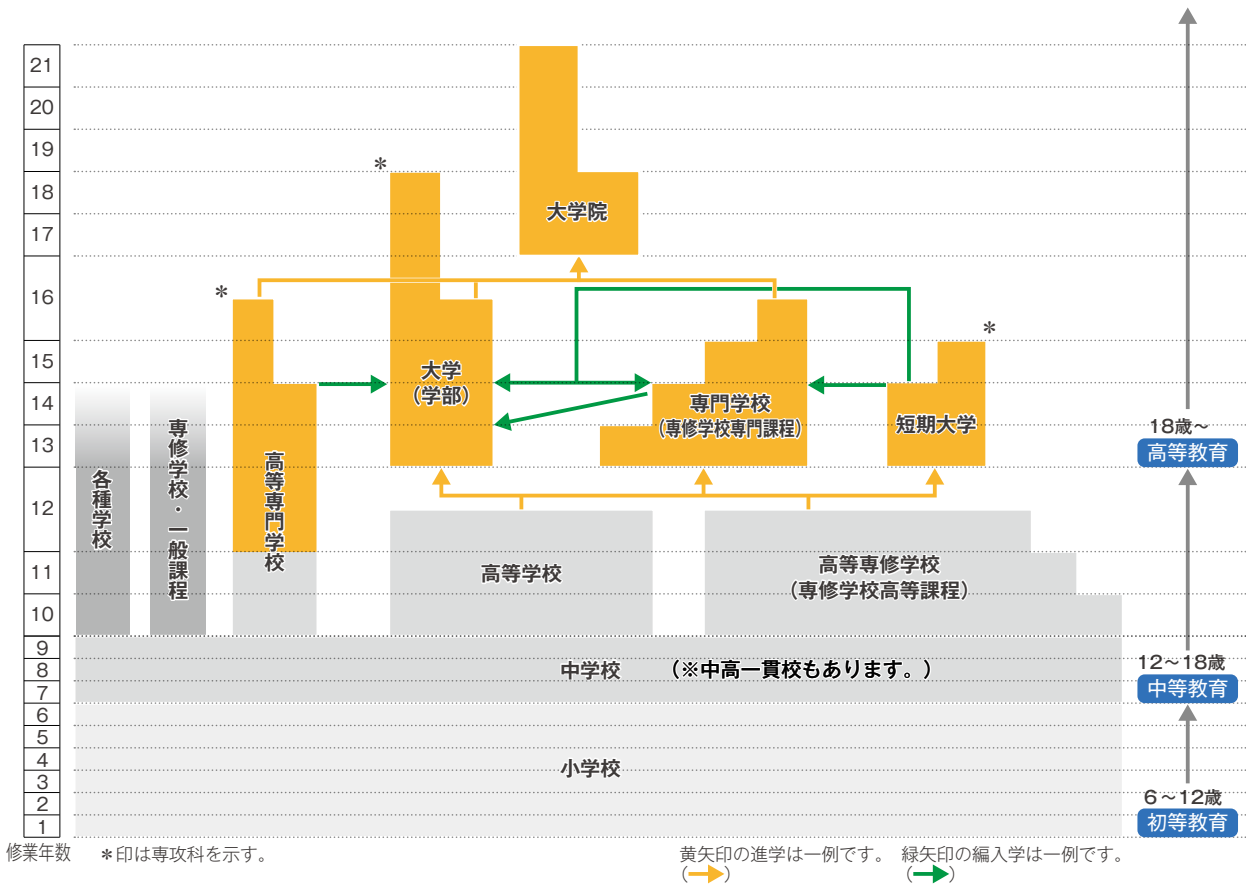


日本の教育制度

日本の高等教育は、初等教育（小学校 6 年間）及び中等教育（中学校 3 年間、高等学校 3 年間）の 12 年間で修了してから始まります。留学生が入学可能な高等教育機関は、①高等専門学校、②専門学校（専修学校専門課程）、③短期大学、④大学（学部）、⑤大学院の 5 つがあります。設置者により、国立・公立・私立に分けられます。

留学生が入学可能な
高等教育機関



1 学事暦と学期制を確認しよう!

日本の学校は、通常 4 月から翌 3 月までを 1 学年としています。日本の多くの大学がセメスター制（2 学期制）を取り入れており、前期が 4～9 月、後期が 10～3 月ですが、3 学期制やクォーター制（4 学期制）を導入している大学もあります。日本は 4 月入学が一般的ですが、特に大学院では 9 月入学や 10 月入学を取り入れている大学が多いです。

< 4 月入学、2 学期制の学生の 1 年 >



2 入学資格を確認しよう！

日本の大学（学部）・短期大学・専門学校へ入学するためには、原則として、正規の学校教育の12年の課程を修了している必要があります。高等専門学校への編入学は11年、大学院（修士課程）は16年の学校教育の課程を修了していなければなりません。

インド、ネパール、バングラデシュ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ペルー等において10年または11年の初等・中等教育を修了した者が日本の大学等に入学する場合は、次のいずれかの条件を満たしている必要があります。ただし、次の条件のほか、学校独自の要件が求められることもあります。入学資格があるかどうか不明な場合は、必ず志望校へ問い合わせましょう。

- ① 母国の大学入学前の準備教育課程や大学等の高等教育機関に1年または2年在籍し、正規の学校教育12年目の課程を修了する。
- ② 文部科学大臣が指定する準備教育課程*1を修了する（日本の高等学校相当の課程を修了した者に限る）。ただし、初等・中等教育の教育課程が12年に満たない課程を修了した者について、文部科学大臣が指定した当該国で11年以上の課程を修了した場合、準備教育課程を修了しなくても入学資格があるとみなされる。

*1 文部科学大臣指定「準備教育課程」

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/search/nihongokyouiku.html

3 取得できる学位・称号及び修業年限を確認しよう！

	課程	取得学位・称号	標準修業年限
大学院	博士課程*1	博士	5年
	修士課程	修士	2年
	専門職学位課程	修士（専門職）	2年
		法務博士（専門職）	3年
大学（学部）	一般の学部、4年制の薬学部	学士	4年
	医学、歯学、獣医学の課程、6年制の薬学部		6年
短期大学*2*5	—	短期大学士	2～3年
高等専門学校*3*4*5	—	準学士	3年（商船は3年6ヵ月）
専修学校*4	専門課程（専門学校）	専門士	2年以上
		高度専門士	4年以上

*1 大学院博士課程は前期課程（2年）と後期課程（3年）に分かれている場合がある。学士課程の修業年限が6年である医学・歯学、6年制の薬学・獣医学は、博士課程の修業年限が4年である。

*2 短期大学を卒業後、専攻科（1～2年間）に進み、「学士」の学位取得が可能である。

*3 通常、高等専門学校の修了年限は5年であるが、留学生は第3学年への受け入れとなる。卒業後、専攻科に進み、「学士」の学位取得が可能である。

*4 高等専門学校での「準学士」、専門学校での「専門士」及び「高度専門士」は学位ではなく称号である。

*5 大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科を修了し、NIAD-QEの審査に合格すると「学士」の学位が取得できます。詳細は志望校に確認してください。

学位授与事業（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）

http://www.niad.ac.jp/n_gakui/

Q 日本で得た学位は他の国でも有効ですか？

A 一般的に日本で得た学位は、他の国々で得た学位と同等の価値を持ちます。ただし、国によっては、教育省や認証評価機関（非営利団体、民間企業等）が、外国で得た学位を評価しているところもあります。あらかじめ母国の関係機関に確認してください。